

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成18年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 受講対象者

配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成19年1月19日（金）午前9時から午後4時まで
- (2) 場所 鳥取市河原町大字稲常113 鳥取県林業試験場

3 科目及び時間

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講申込手続

所定の受講申込書を平成18年12月26日（火）までに住所地を管轄する総合事務所農林局を経由して知事に提出すること。

5 受講手数料及び納付方法

受講手数料は14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書にはり付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印章